

平成26年 教育委員会第6回定例会 会議録

日 時 平成26年4月8日（火）

午後3時01分～午後3時52分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【指導課】

- (1) 『議案第24号』千代田区いじめ防止等のための基本方針

第 2 報告

【子ども総務課】

- (1) 平成26年度教育委員会関係機関施設一覧  
(2) 千代田区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則

【子ども支援課】

- (1) 幼稚園・保育園・こども園の在籍状況（平成26年4月1日現在）

【児童・家庭支援センター】

- (1) 平成26年度学童クラブ入会者数（速報値）

【学務課】

- (1) 平成26年度学級編制（平成26年4月1日現在）

第 3 その他

【指導課】

- (1) 平成26年度教育委員会学校関係事業・行事予定表【第7版】  
(2) 平成26年度研究協力校  
(3) 平成26年度移動教室等実施概要

出席委員（5名）

教育委員長	近藤 明義
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	市川 正
教育委員	中川 典子
教育長	島崎 友四郎

出席職員（10名）

子ども・教育部長	高橋 誠一郎
次世代育成担当部長	大矢 栄一
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	北村 雅克

子育て対策担当課長	加藤 伸昭
児童・家庭支援センター所長	恩田 浩行
学務課長	伊藤 司
指導課長	佐藤 興二

欠席委員（0名）

欠席職員（1名）

参事（子ども健康担当）	田中 敦子
-------------	-------

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

- 近藤委員長      それでは、開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。
- 子ども・教育部長      次に、4月1日付で幹部職員の異動がございました。先般、紙面では紹介をしているところですが、今日は、第1回目の会合ですので、自己紹介をお願いします。
- 近藤委員長      4月1日付で子ども・教育部長を拝命いたしました高橋誠一郎でございます。教育委員会事務局、ポジションは変わりましたが、4年目でございます。これからもご指導のほど、よろしく願いいたします。
- 次世代育成担当部長      よろしく願いいたします。
- 近藤委員長      4月1日付で、監査員事務局長から次世代育成担当部長を拝命しました大矢でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 子ども支援課長      お願いします。
- 子育て対策担当課長      次に、北村課長、お願いします。
- 近藤委員長      4月1日付で子ども支援課長になりました北村と申します。どうぞよろしく願いいたします。前職は千代田保健所の地域保健課長になります。教育委員会は初めてでございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 児童・家庭支援センター所長      子育て対策担当課長を拝命しました加藤伸昭と申します。3月までは財政課の予算主査をやらせていただいております。今後ともよろしく願いいたします。
- 近藤委員長      よろしく願いいたします。
- 学務課長      4月1日付で文化スポーツ課長から児童・家庭支援センター所長となりました恩田浩行と申します。どうぞよろしく願いいたします。
- 近藤委員長      よろしく、どうぞ。
- 近藤委員長      4月1日付で学務課長を拝命しました伊藤と申します。前職は国際平和・男女平等 인권課長をやっておりました。どうぞよろしく願いいたします。
- 近藤委員長      よろしく願いいたします。

ありがとうございました。  
ただいまから、平成26年教育委員会第6回定例会を開会します。  
本日は、田中参事が公務のため欠席でございます。  
今回の署名委員は、中川委員にお願いいたします。  
はい。

中川委員

## ◎日程第1 議案

### 指導課

#### (1) 『議案第24号』千代田区いじめ防止等のための基本方針

近藤委員長

それでは、日程第1、議案に入ります。

議案第24号「千代田区いじめ防止等のための基本方針」について、指導課長より説明を願います。

指導課長

議案第24号「千代田区いじめ防止等のための基本方針」につきましてご説明を申し上げますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

3月25日の本定例委員会で、各委員様からご意見をいただいたことをもとに、今回、修正及び加筆したものでございます。また、文言の整理等もございます。改めてご説明を申し上げたいと思います。

前回、日ごろの教育の重要性だとか、あるいは心の教育、命の教育の重要性ということをご意見頂戴してございますので、その辺を中心に、修正した点につきましてご説明申し上げたいと思っております。

まず、1番の基本方針策定の意義でございます。

こちらの下線部分でございますけれども、加筆をさせていただきました。その観点は、先ほどもご説明申し上げましたように、日ごろの教育の重要性ということ位置づけているものでございます。下線部分の2行目、「いじめをなくすため、まずは、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立ち、指導の充実を図り、児童・生徒（以下「児童等」という。）が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である」と、大前提の中で、日ごろの教育の重要性をこちらで明文化をしたものでございます。

2番、3番につきましては、変更はございません。いじめの定義、いじめの禁止について記載しているものでございます。

続きまして、4番、いじめに対する基本的な考え方、ここでは、前回は、いじめを許さない学校づくりが（1）になっておりました。前回の委員からの意見を踏まえまして、心の教育を重視した学校づくりというものを1番に持ってきました。その内容は、前回の（2）思いやりと自尊感情の育成という部分を膨らませたものでございます。「学校においては、道徳教育を充実させ、他者への思いやりと自尊感情の育成に努める。特に、様々な人間関係の中で」ということで、人と人とのかかわりの重要性を述べております。

「相手の立場を理解したり気持ちを考えたりする体験を通して、人間関係の

基盤としての思いやりの心を身に付けさせる」という表現にさせていただきました。また、命の部分で、「自他のかけがえのない命の大切さに気づくことができる指導を確実に行う」と重要性を文章化してございます。「さらに、すべての児童等が自己有用感や自己肯定感を高め、達成感をもって学校生活を送ることができるよう」、また、日ごろの教育の重要性にかえりませけれども、「日常の授業の改善及び充実に努める」というまとめになっております。こちらが大きく変更した点でございます。

(2) のいじめを許さない学校づくりにつきましては、前回と変わりはありません。

1枚おめくりください。

(3)、(4)につきましては、前回と同様です。

(5) 家庭・地域社会・関係諸機関との連携を深めるところの下線部分、「また」以降、こちらは、本基本方針の8及び9に、家庭の役割、地域の役割というのを記載しておりました。いきなり8、9が出てくるのが、唐突感があるので、ここで、「また、家庭、地域の役割を改めて明確にする(8及び9)」と、ここでまず位置づけておいて、8番、9番で具体的な記載をしているものでございます。

続きまして、5、千代田区教育委員会における取組、(1)「いじめ総合対策」の実施、こちらにつきましては変更点はございません。

3ページをご覧ください。

(2) いじめの防止等のための組織及び対応でございます。

アのいじめの防止等のための組織、これは前回議論もございましたけれども、法律の第14条第1項に定めてございます「いじめ問題対策連絡協議会」というのは、特に設置はしませんので、こちらの文言にありますように、「いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」の設置に代え、いじめの実態及びいじめの防止等に向けた対策について、青少年問題協議会」——既に条例設置されております本協議会、「に定期的に報告し、協議するものとする」という既存の協議会を活用するというものです。

ただし、教育委員会には対策組織を設置しなければならないという、法の第14条の第3項に定められていることがございます。こちらが2つ目のパラグラフで、「教育委員会は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため必要と認めるときは、各学校に設置される健全育成サポートチームに教育委員会が必要と認める者を加えた対策組織を設置するものとする」と。やはり教育委員会が招集して対策を行うためには、各学校に設置されている健全育成サポートチームを母体として、具体的な対策を打っていく必要性があらうと考えましたので、健全育成サポートチームを母体として、教育委員会が必要と認める者を加えたものを対策組織と考えました。

続きまして、イ、いじめへの対応、ここは下線部の部分、「又は児童等若しくは保護者等から通報を受けた時は」という文言を追記させていただきました。

した。これは、今までの文章ですと、学校からの報告を受けた場合に対応しますよと見えてしまうので、本区ではいじめ相談ホットライン、あるいはいじめ相談レター等、児童等あるいは関係者から通報を受けるシステムができてございますので、そういった場合でもすぐに教育委員会は対応していきまますよということを意識づけた改正でございます。

また、その下線部から2行下の「教育委員会は、学校からの報告を受けて」という文章ですけれども、特に下線は引いてはございませんが、前回、委員からご指摘があった、いじめを行った児童等についても何か1文入っていたほうがいいのではないかとというようなご指摘をいただきました。実は、前回もこちらに記載があったのですけれども、前回のご説明申し上げておりませんでしたので、改めてここに位置づけられているということをご説明申し上げます。お読みします。「いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づき、当該児童等の出席停止を命ずる等」という記載がございますので、前回の説明の内容と重なり合うとは思いますが、このような措置をしていくというようなものを、明確にこの基本方針でもうたっておりますので、ご説明申し上げます。

続きまして、(3)の重大事態の発生時、こちらの下線部分ですが、前回重大事態とはどういうものかという記載がございませんでした。逆に、6の学校における取組の(2)のイに記載していたものでございますが、やはり初めて「重大事態」という言葉が出たときに説明を申し上げるのがわかりやすいであろうということで、6の(2)のイから、こちらの(3)の重大事態の発生時に転記したものでございます。内容は、特に変わってはおりません。

また、(3)のウ、「学校は、教育委員会の指導及び支援のもと、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする」、法の第28条に記載されているものを追記いたしました。

それと、エの部分ですけれども、イにおける教育委員会が区長に報告をするということを踏まえ、「区長が再調査を決定した場合には、教育委員会は、区長の要請に応じて再調査に協力する。また、区長の議会等への調査結果の報告にあたっては、必要な協力を行う」という文章に改めさせていただきまして、主語が前は「区長は」だったのですけれども、区長が行う対策等に対しては、教育委員会は協力をするというような表現に改めさせていただいております。

オの部分につきましては、文言を追加したものでございます。

(4)の検証と改善につきましては、改善を図る年限を「3年ごとに」ということを明確化したものでございます。

続きまして、6番、学校における取組の(1)につきましては、変更はございません。

(2)につきましては、いじめの防止等の対策のための組織等の設置につきましては、前は、「学校は、生活指導部等の」という、割と抽象的な表

現だったものを、もう少しわかりやすく、具体的に、「管理職、スクール・カウンセラー、生活指導主任等を中心とした」ということを追記したものでございます。

4ページは、前回のご協議したときと変わりはありません。

続きまして、5ページです。5ページの8番の前までは、変更点はございませんので、割愛をさせていただきます。

8番の保護者の役割、先ほど8番と9番で保護者の役割、地域の役割を具体的に明記しますよという文章があったかと思いますが、ここでやはり保護者の役割について、まず、リード文を入れまして、総合的な考え方を示したものでございます。お読みいたします。「子どもの教育についての第一義的な責任は家庭にある。いじめの防止等に対する保護者の役割を改めて確認する」というリード文を記載しております。

(1) から (6) につきましては、前回のご提案と変わりはありません。

最後に、6ページをごらんください。

9番の地域の役割、こちらも保護者の役割と同じように、リード文を入れ、総合的な考え方を示したものでございます。お読みいたします。「いじめの防止等は、教育委員会、学校、家庭だけではなく、地域の力を結集し、地域全体で取り組む必要がある」ということを明記した上で、(1)、(2)、(3)を記載しているものでございます。

前回と変わったところの主な説明は以上です。

千代田区いじめ防止等のための基本方針の大まかな流れにつきましては、前回ご説明したものと大きくは変わりはありませんので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

近藤委員長

ありがとうございました。

繰り返しませんが、前回案として示されたものについて、委員会で協議を重ね、幾つか出た問題点に対応した形で、また修正というか、訂正というか、があったということでのご説明がありました。その先は、ちょっと細かくは触れませんが、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

どうぞ。

古川委員

大分いろいろなところを変えていただいて、前回のものよりも各項目の内容が浮き上がってきたといいますか、断定的であったり、よく響いてくる内容になったと思います。

ご説明にもありましたが、例えば5番の重大事態の発生時、前回は、「なお、重大事態とは」という感じで、注釈書きのようになっていたんですけども、今回は重大事態の定義がちゃんとされていたり、強さを持った内容になったと思います。

あと、保護者の役割の、またこれもご説明があったんですけども、リード文を入れていただいて、あらためて本当に大事なことだなと思いました。保護者の方々が、まず素直にこの言葉を心に留め置いていただいてから、全

てのことに対応していただきたいと思います。

あと、ちょっと細かなことなんですけれども、6番の(2)で健全育成サポートチームの構成員が出ておりますが、校長先生のほかに専門家の方々も載っているんですけれども、「その他校長が必要と認める者」となっているもので、必要と認められた方が入れるのでしょうか、ほかの先生方は初めからのメンバーには入っていないのでしょうか。

近藤委員長  
指導課長

どうぞ。

学校内の教員につきましては、3ページをご覧くださいませでしょうか。アの冒頭のところの「生活指導部等の日常的にいじめの問題等」、こちらに所属することになってございます。健全育成サポートチームというのは、学校の教員ではなくて、専門家で組織するサポートチームという位置づけになりますので、学校の中では管理職の校長だけが所属をするというふうになっております。

ただ、例えば健全育成サポートチームの協議の中で、学校の先生の話を知りたいというような場合には、当然それは校長が出席者として呼んで、話をさせるということは、委員ご指摘のとおり、行うことは可能でございます。

古川委員

ありがとうございます。

あと、もう1点、余り大したことではないのかもしれませんが、最初の基本方針策定の意義のところ、いじめをなくすために、まずは個に応じたわかりやすい授業を行うとありますが、個に応じた授業がまず第一なのかと、少しひっかかりました。例えば「深い児童生徒理解に立ち」を前にもってきても良いのではないかと思います。いじめについての基本方針であったので、「まずは授業」というのが最初に出てきたのがちょっとひっかかりました。ただ、続けて読んでいけば、言わんとすることはわかります。

あと、「個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立ち、指導の充実を図り」の、この「指導」なんですけれども、具体的にどういった、いじめ防止のための指導ということでしょうか。

指導課長

今ご指摘を受けて、まず、ご指摘のとおりだなと思ったことが1つございます。それは、教員が、授業を行う際、やはりまず、児童生徒理解というのが一番重要なと思っています。それを行った上で授業を行うと。ここで表現したかったのは、行うとともに、これは、児童生徒理解があるのは大前提ということで表記してございます。さらに、深い児童生徒理解ということで、児童生徒理解を、通常の児童生徒理解よりももっと深い意味で捉えていきましょうと。そこで、指導の充実というのは、これは学習指導、生活指導、進路指導、学校で行う日常的な指導全てを包含しているとお考えいただいてよろしいかと思います。ですので、いじめに特化したということではなくて、やはり学校が日ごろ行う学習指導、生活指導、進路指導等、そういったものを、きちんと充実を図るんですよ。何よりも子どもが楽しく学ぶことが大事なんですと、いきいきとした学校生活を送れることが大切なんですと、ここの文言を考えたものですので、もしお時間いただける

のであれば、その「深い児童生徒理解」というのを前半に持ってくるということも可能かと思しますので、例えば、「日頃から、深い児童生徒理解に立ち、個に応じたわかりやすい授業を行うなど、指導の充実を図り」と変えることは可能だとは思いますが、その辺の訂正でもよろしければ、訂正をさせていただきますと思います。

古川委員 もしそのようだと、下から2行目の「児童・生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れる」というところに、よりすんなりとつながっていくような気がしました。

指導課長 その訂正した形でご協議を続けていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

近藤委員長 私から、いいですか、意見として。今、話があった部分、基本方針策定の意義というところで、前回から加筆された部分、そのアンダーラインの部分ですね。これは、前回のもを見てみると、いじめ問題への対応は学校における最重要課題であるという、その文言を膨らませて、具体的にこういうことをという書き方になっているわけですね。今、授業というような話がありましたけれども、学校教育というのは、集団を基盤にした教育です。1対35、1人の教員が35名の子どもたちを対象に進めていく。そこで生じやすいのは、どうしても十把一からげの感覚で指導してしまう部分があります。学校教育のよくない部分というか、改善していかなければいけない部分だと思います。集団を基盤にした教育ということから考えていくと、学校では家庭教育とは違い1対1の教育を常にできるとは思わないですね。そうすると、子ども一人一人にストレスを生じさせない、子どもがストレスを抱かないような形で教育活動を進めていくということが非常に大切なことだと思うし、それが全ての子どもがわかる授業を進めるというような表現、ニュアンスに発展していくんだと思うんですね。

私は、最近、「子どもたちが、心という奥行きを持った存在であることをしっかりと認識して、先生方は子どもたちを指導してくださいよ」という言い方を、よく挨拶の中で最近使うのですが、先ほど申し上げた集団を基盤にした教育の場で起こってくるさまざまな不都合なところというのは、今の学校の教員はしっかり目が向いていることだと思うし、そのあたりに気をつけながら対応してくれていると思うので、私自身は原案として出ている文言そのものでいいのではないかなという感覚で見えていたんですね。それで今のような、言い方をしているんですけども。どちらかという、白黒はなかなか難しいけど。

どうぞ。

中川委員 私も近藤先生の意見に賛成です。賛成といいますか、まずやっぱり1人1人にわかりやすい、学校はとにかく授業が大事ですから、1人1人が成長していくためにどうしてあげたらいいのかというのは、やはり個に応じたわかりやすい授業ということになると思うので、それがまずあって、そして、その後、深い児童生徒理解、全体の児童生徒理解ということになるんじゃない

かなと思うので、私は、これはこのままでいいんじゃないかなと思っています。すごくよく考えられた文章だと思いますので。

古川委員 そうですね。その一文にも、私がさらっと読む以上のいろんなものが込められているんですね。

近藤委員長 訂正がなくてもいいというお考えで捉えていいですか。

古川委員 はい。

近藤委員長 では、ちょっとまた違う点で、もう1点質問がありますが、よろしいですか。

3ページの5番目の(2)のア、いじめの防止等のための組織ということで、青少年問題協議会云々というのは、この前議論があったところで、それを検討の結果、こういう形で出てくるということは、上から4行目ですか、「教育委員会は、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため」、3項の部分ですね、「必要と認めるときは」、これは必要と認めるときでいいんですか。必要と認めるときに設置すればいいんですか。

教育長 私から、いじめ防止対策推進法の条文のご紹介をさせていただくと、14条全体が3項からなっていて、いじめ問題対策連絡協議会という全体のくくりになっています。

その1項が、今ここで議論されているいじめ問題対策連絡協議会のことで、「地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係機関により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる」というものです。

それから、3項は、「前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする」というのが条文ですから、法律上は、必要があるときは教育委員会に置くことができるということで、必ずしも常設の附属機関の設置を求めているものではないところです。常設にするか必要なときに置くかは、各自治体ごとの教育委員会の判断になります。

近藤委員長 わかりました。ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。ご質問ございますか。

どうぞ。

中川委員 すごくすっきりといろいろまとめていただいたと思うんですが。

まず、1の基本方針策定の意義のところ、下線のところはいいんですけども、「いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要」とありますが、「環境をつくることが重要」だと思うので、そこ、「環境をつくることが重要である」という言葉にさせていただけたらと思いました。

それから、これは条例とか何かをつくるときの専門用語なのか、「若しくは」という文字が、「若い」という字になっていますよね。「又は児童等若

指 導 課 長 しくは」の「若し」って、漢字にするのが一般的なのですか。  
中 川 委 員 通常、漢字を使うのが一般的でございます。  
一般的ですか。わかりました。  
それから、いろいろ、何とか等、何とか等というのが出てくるんですが、  
これもやっぱり条例用語的な言い回しですね。

指 導 課 長 通常の条例策定に基づいて、この文章は整えてございます。  
中 川 委 員 はい。  
それから、あと、1カ所ですが、3ページの(2)のアでもって、「学校  
は、管理職、スクール・カウンセラー、生活指導主任等を中心とした、生活  
指導部等の日常的にいじめの問題等、生活指導上の課題に対応する組織を置  
く」という、この文章を読んだときに、何でここに点がついているんだろう  
とひっかかるところがあったんですが。「学校は、管理職、スクール・カウ  
ンセラー、生活指導主任等を中心とした、生活指導部の日常的にいじめの問  
題」、この後の「等」なんですけども、これは、ここよりも、「いじめの問  
題、生活指導上の課題等に対応する組織を置く」というふうに、「等」とい  
う字を移したほうがいいんじゃないかなと思ったんですが。細かいことず  
が。

指 導 課 長 ご指摘もわかるのですけれども、ここで言う「等」の意味合いですが、生  
活指導上の課題という大きなカテゴリーの中には、さまざまな問題がござい  
ます。特に今回は、いじめの防止基本条例でございますので、日常的にいじ  
めの問題を目出ししまして、それらを包含して「等」、大きなカテゴリーの  
生活指導上の課題に対応するという、カテゴリー的には生活指導上の課題と  
いうのが大きくなっていますので、そういった意味合いで、前半のほうに  
「等」をつけたという意味でございます。

中 川 委 員 わかりました。すみません、ちょっと、条例用語というのが……。  
ありがとうございました。

近 藤 委 員 長 もう1点のご質問はいかがですか。  
指 導 課 長 1ページの1の基本方針策定の意義の下線部分の最後の部分かと思いま  
す。「いきいきとした学校生活を送れるようにしていく環境をつくることが  
重要である」というご指摘ではございましたけれども、こちらも、環境とい  
うところだけではなくて、やはりちょっと曖昧な表現をわざと使ってはいる  
んです。もちろん委員ご指摘のとおり、環境をつくることが重要だという認  
識はあるんですけれども、「送れるようにしていくこと」ということで、曖  
昧にすることによって、全てを包含していくという意味合いでございますの  
で、ご理解をいただければありがたいです。

中 川 委 員 わかりました。  
近 藤 委 員 長 そのほかはいかがでしょうか。  
ほかにはないようであれば採決をしたいと思いますが、よろしいですか。  
(な し)

近 藤 委 員 長 それでは、議案第24号について採決をします。

近藤委員長

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成につき決定することとします。

ありがとうございました。

## ◎日程第2 報告

### 子ども総務課

(1) 平成26年度教育委員会関係機関施設一覧

(2) 千代田区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則

### 子ども支援課

(1) 幼稚園・保育園・こども園の在籍状況(平成26年4月1日現在)

### 児童・家庭支援センター

(1) 平成26年度学童クラブ入会者数(速報値)

### 学務課

(1) 平成26年度学級編制(平成26年4月1日現在)

近藤委員長

次に、日程第2、報告に入ります。

報告は全部で5件ございます。

子ども総務課長より報告を願います。

子ども総務課長

それでは、報告事項、本日、子ども総務課以下、4課の報告事項がござい  
ますが、私から、まとめて全体をご説明させていただきたいと思ひます。

まず最初に、平成26年度の教育委員会関係機関・施設一覧という表でござ  
います。

こちら、例年作成しているものでございますので、説明は省略させていた  
だきますが、教育委員会関連の各施設の電話番号、住所等を記載したもので  
ございますので、連絡等が必要な場合には、こちらをご活用いただければと  
思ひます。

続きまして、2番目、千代田区青少年問題協議会条例施行規則の一部改正  
についてということでございます。

こちらにつきましては、千代田区青少年問題協議会条例の改正に伴いまし  
て、条例施行規則の一部の改正を行った旨のご報告でございます。

2枚目の新旧対照表をご覧ください。

委員の構成員のうち、関係行政機関の職員に、職業安定所の所長と児童保  
護相談センターの相談援助課長を加える改正を行ったものですが、この兩名  
は、もともと学識経験者ということで、こちらの協議会のメンバーに入っ  
ていたものです。これを、実態に合わせて、位置づけを学識経験者から関係行  
政機関の職員に変えるもので、青少年問題協議会のメンバー構成自体を変更  
するものではございません。

規則改正の説明については以上となります。

次に、子ども支援課の案件になりますが、幼稚園・保育園・こども園の在

籍状況、こちらの4月1日時点の在籍状況をお示した表が次の資料でございます。

こちら、2枚目をご覧いただきたいんですが、字が非常に小さくて恐縮ですが、2枚目の一番下に、未入園者ということで180という小さな数字が出ております。これ、裏面を見ていただきたいんですが、こちらの未入園者というのが、保育園等に入園を希望していますが入園できていないという方々の内訳が、こちらの一番裏側に記載されているような内訳となっているということでございます。

続きまして、次の、児童・家庭支援センターの案件になります。平成26年度の学童クラブ学年別入会者数の一覧表でございます。

こちら、4月1日現在の数値でございますが、一番下の行から2番目の行、差引人数というところに数字がございますが、こちら数字が大きいほど余裕がある、小さいほどいっぱいとなっているという、そういった状況でございます。

次に、最後になりますけど、学務課の案件でございます。平成26年度の学級編制、1月1日現在のものがございます。

こちら、こちらの表のとおりでございます。あわせて児童数等も記載してございますので、児童数につきましては、右側の一番右の欄でございますように、小学校が2,425名、中学校が1,092名、中等教育学校が919名、このようになっております。

簡単でございますが、ご説明は以上とさせていただきます。

近藤委員長

ありがとうございました。

5件ありましたが、5件まとめて、ご質問等がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

中川委員

幼稚園・保育園・こども園の在籍状況の一番最後のページですけれども、未入園者180人の内訳というところで、待機児童数は0人ですね。それで、そのときに、「保育施設に預けておらず、なおかつ都内のどの保育園にも入れない方」の「入れない」は、「はいれない」ですか「いれない」ですか？

児童・家庭支援センター所長

「はいれない」です。

中川委員

「はいれない」。「はいれない」だったら、待機児童になっちゃうんじゃないですか。「保育所に預けておらず、なおかつ区内のどの保育所にも入れない」。それがゼロということは、意味がわかりにくいのですが。

子育て対策担当課長

すみません。待機児童数ですので、待機児童数がいた場合には、この方が、例えば、昨年ですと、4月1日時点で4名の方がいらっしゃいました。なので、保育施設に預けておらず、なおかつ区内のどの保育所にも入れない方が、昨年は4名いらっしゃったと。今年度は0名で、待機児童数が0というふうに見ていただければと思います。

中川委員

わかりました。

近藤委員長	ほかにはいかがでしょうか。ほかの項目でも結構です。 どうぞ。
古川委員	今年の報告書は、待機児童でない、留保とか、転所留保とか、最初の数年間は、わかりずらいと思っていたことを、とてもわかりやすく書いていただきました。 すみません、ちょっと聞いておきたいのですが、特定園を希望されている方の理由ですが、ぱっと思いつくのは、一番そこが近いところだからということですが、そのほかに何かありますでしょうか。
子育て対策担当課長	特定園留保ですが、この場合、今お話しいただいたとおり、ご近所の保育園に入りたいたからここで留保されている方もいらっしゃるし、または、申し込んだんですが、育児休暇を取っているのも、まだ入らなくていいですという方も中にはいらっしゃいます。なので、ちょっとこの内訳を今後精査していくというのが、新たな新制度に向けての課題の1つだとは認識しております。なので、あくまでも近所だからというだけではなくて、まだ育児休暇中なので保育園に入らなくてもいいですという方も中にはいらっしゃいますので、そういった方もいらっしゃるというご認識をいただければと思います。
古川委員	わかりました。待機児童がいなくても、ご希望に添えていない方が、いつも百何十人いらっしゃるのを知ってびっくりしたこともあったんですけども、例えば特定園留保の方は、喫緊の状態ではない方もいらっしゃるということですね。
子育て対策担当課長	そうですね。もちろん喫緊の方もいらっしゃると思います。ただ、先ほど申し上げたとおり、育児休暇中の方もいらっしゃいますので、全員が喫緊の方ではないと認識しております。ただ、その内訳は、ちょっと今後調べる必要があるかと思います。
古川委員	ありがとうございます。
近藤委員長	そのほかはいかがでしょうか。ご質問ございますか。 (なし)
近藤委員長	特になければ先へ進みます。

### ◎日程第3 その他

#### 指導課

- (1) 平成26年度教育委員会学校関係事業・行事予定表【第7版】
- (2) 平成26年度研究協力校
- (3) 平成26年度移動教室等実施概要

近藤委員長	その他報告事項に入ります。 指導課長より報告を願います。
指導課長	その他の案件、(1)、(2)、(3)、あわせてご説明を申し上げますが、先に(2)、(3)から、最後に(1)の説明をさせていただきたいと

思っております。

(2)の平成26年度研究協力校についてでございます。資料に基づきご説明申し上げます。

平成25年度指定、昨年度指定し、今年度研究発表を予定している学校でございます。順に、ふじみこども園、九段小学校、番町小学校、和泉小学校、麴町中学校となっております。

なお、研究主題は記載のとおりで、研究発表会が、こちら、順に、12月19日を初め、それぞれの日にちになってございます。

また、平成26年度指定ということで、1年目の研究をスタートするという幼稚園、小学校、中学校でございます。こちらの研究発表は来年度を予定してございます。昌平幼稚園、昌平小学校、神田一橋中学校、研究主題は、それぞれ記載のとおりでございます。

なお、研究が始まって、文言が若干修正になることもございますので、現段階での研究主題というふうにご承知おきいただくとありがたいです。

下段に、文部科学省・国立教育政策研究所指定ということで、平成26年度研究発表する学校を記載してございます。

まず、1点目、学習指導実践研究協力校ということで、九段小学校、和泉小学校がでございます。こちらは、区の研究協力校とタイアップした形の研究発表となります。

また、同じく、学力把握実践研究協力校として、番町小学校が発表する予定になってございます。

また、東京都教育委員会等の指定というところで、まず1点目は、東京都教育委員会オリンピック教育推進校、麴町小学校と昌平小学校でございます。こちらは、体力向上の協力校が、名称を変えて、オリンピック教育推進校となったものでございます。

2点目が、言語能力向上推進校ということで、番町小学校、和泉小学校、こちらも、先ほどのご説明のとおり、研究協力校とタイアップして、今年度研究発表をするものでございます。

また、平成26年度の理数フロンティア校としては、麴町小学校、麴町中学校が指定されているというものでございます。特に研究発表はございません。

続きまして、(3)の移動教室等の実施概要についてでございます。左肩、ステープラーどめになっている資料でございます。

こちらも、例年お示ししているもので、1枚おめくりいただきました裏面に、各移動教室等の宿泊を伴う行事につきまして、4月、軽井沢移動教室、5月、孺恋自然体験交流教室(春季)と箱根移動教室、7月、岩井臨海学校、10月、孺恋自然体験交流教室(秋季)、2月、スキー教室が記載してございます。例年どおりのご報告ですので、後ほどご確認いただければと思います。

2枚目以降につきましては、事業概要・宿泊施設関連資料ということで、

大きな変更点はございません。例年と同じような形で、日時が違うぐらいのものでございますので、ご確認いただければと思います。

そして、最後に（１）ですけれども、これら、ただいまご説明申し上げました研究協力校の発表の日時だとか、移動教室等の実施日時だとか、あるいはその他の表示につきまして一覧にまとめたものを、A3資料に、表裏で、4月から3月までのものを記載してございます。各月にどのような行事が行われているのかということをご確認の参考資料としていただければと思います。本日配付をさせていただいたところです。

説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございました。

ご質問等ございますか。よろしいですか。

（なし）

近藤委員長

先へ進みます。

そのほか、各課長から緊急に何かございますか。よろしいですか。

（なし）

近藤委員長

教育委員からいかがでしょうか。よろしいですか。

中川委員

さっきの待機児童の定義なんですけども、この「保育施設に預けておらず、なおかつ区内のどの保育所にも入れない方」という、言い方がすごく難しい気がするんですけど。もっと、保育施設に預けたいんだけど、希望しているけれども、どの保育所にも入れない方という形ぐらいのほうが、みんなにわかりやすいんじゃないかなと思うんですが、どうなのでしょう。これは私の感想だけなので。

子育て対策担当課長

ちょっと、表記の仕方、今までずっとこのままで、昨年度はずっとこの形で表記してきたんですが、ちょっと文言整理させていただいて、そもそもこれは厚生労働省の新基準に基づく記載の仕方なので、わかりやすい表記の仕方、工夫して考えてみたいと思います。この場はこのままでやらせていただければと思います。すみません。

近藤委員長

区内独自のものなのか、全国的に統一されたものなのか、そのあたりで、区内の資料として変えることができる部分がもしあれば、検討していただければと思いますけど。

子育て対策担当課長

検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

近藤委員長

よろしく、どうぞお願いいたします。

ほかにはいかがですか。

（なし）

近藤委員長

特にないようですので、以上をもって、本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。